

(別紙2-12 するめいか)

第1 特定水産資源の名称

するめいか

第2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

当該特定水産資源は、周年にわたり再生産が行われているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群の2系群に分けて資源評価が行われている。両系群の産卵場のかなりの部分は重複しているほか、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があり、系群別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であること等を踏まえ、当面の間は一体として管理することが妥当である。

このような特性から、当該特定水産資源の管理に関しては、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力は系群別に定めるものの、我が国の生物学的許容漁獲量は、両系群の水域全体の生物学的許容漁獲量の合計値

から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

1 目標管理基準値

- (1) するめいかのうち資源評価において秋季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか秋季発生系群」という。） 255千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) するめいかのうち資源評価において冬季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか冬季発生系群」という。） 255千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

- (1) するめいか秋季発生系群 123千トン（最大持続生産量の80パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (2) するめいか冬季発生系群 145千トン（最大持続生産量の85パーセントを達成するために必要な親魚量）

3 暫定管理基準値

- (1) するめいか秋季発生系群 限界管理基準値である123千トン
- (2) するめいか冬季発生系群 限界管理基準値である145千トン

4 禁漁水準値

- (1) するめいか秋季発生系群 9千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）
- (2) するめいか冬季発生系群 16千トン（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和8管理年度においては暫定的に、本資源に係る過去の最大の漁獲実績、過去の最大の漁獲実績が記録された年及び近年の資源の状況に基づき漁獲を管理する。

2 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

親魚量が令和26年（2044年）に、少なくとも50パーセントの確率で、目標管理基準値を上回るよう、資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進める。

3 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和8管理年度においては、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。

(1) するめいか秋季発生系群 平成10年（1998年）以降で漁獲量が最も多かった年（以下「過去最大漁獲量年」という。）の漁獲量に令和5年（2023年）から令和7年（2025年）までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値

(2) するめいか冬季発生系群 過去最大漁獲量年の漁獲量に令和5年（2023年）から令和7年（2025年）までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1 するめいか沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9

の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるお

それがなくなったと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 するめいか大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 するめいか大臣許可いか釣り漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

いか釣り漁業（許可省令第2条第17号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において「大臣許可いか釣り漁業」という。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可いか釣り漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の2月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の3月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）におけるするめいかの漁獲量（(1)①の水域における釣りによるもの）に限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割

合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合(小数点第8位以下を切捨てたものとする。)

(a) 50パーセントを、申請のあった船舶(申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。)の総数で除することにより得た割合

(b) 50パーセントを、申請のあった船舶(申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。)ごとの基準期間におけるするめいかの漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該

(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

- (ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により大臣許可いか釣り漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量の合計値
- (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大臣許可いか釣り漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大臣許可いか釣り漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中に釣りにより収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合）にあつては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の

期間における当該船舶のするめいかの漁獲量を加えた数量)

- (ウ) 当該船舶により釣りにより収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合（(イ)に該当する場合を除く。） 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による大臣許可いか釣り漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

大臣許可いか釣り漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

3月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

4 するめいか小型するめいか釣り漁業（4月から同年11月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。5に定める大臣管理区分において同じ。）

② 漁業の種類

小型するめいか釣り漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年11月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

5 するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年3月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業の届出に係る操業区域

② 漁業の種類

小型するめいか釣り漁業

③ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

6 するめいかその他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業及び大臣許可いか釣り漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。

(2) 国の留保及び国の留保からの配分

① 基本

国の留保は、漁獲可能量の超過リスク等を考慮して定めるものとし、農林水産大臣が必要と認める場合に各都道府県及び大臣管理区分に配分する。

② 大臣管理区分

大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、(1)に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。

③ 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過

3に基づき生じた数量は国の留保に繰り入れるものとし、当該数量を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 1(1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことがで

きない場合又は当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて一括で差し引くことが適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。

管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

一の都道府県又は一の大管管理区分（数量を明示したものに限る。以下4において同じ。）において次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）を経過した場合には、都道府県にあっては(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を、大管管理区分にあっては(2)に定める期

間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を配分する。

- ① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日
- ② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

- ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで
漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

- ② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
- ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
- イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値
- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで
漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値
- ⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの

漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) 一の都道府県又は一の大管管理区分であつて(2)に定める期間予測漁獲量を速やかに算出できないものにおいて次の①又は②に掲げる日を経過した場合には、都道府県にあつては当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の25パーセントの数量を、大管管理区分にあつては当該管理年度における当初の当該大管管理漁獲可能量の25パーセントの数量を配分する。

① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大管管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日

② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大管管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあつては、当該配分を行った日

(4) (1)及び(3)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

5 適用除外

令和8管理年度においては、4の規定は適用しない。

6 漁獲可能期間終了に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について

第5の4のするめいか小型するめいか釣り漁業（4月から同年11月まで）において、第5の4(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、当該未利用分の数量を速やかに第5の5のするめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年3月まで）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るするめいかを陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がするめいかについて2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の5のするめいかその他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可

エネルギーの85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。